

○白河市都市公園条例

平成17年11月7日条例第143号

別表第2（第10条関係）

2 公園を占用する場合

占用物件		単位	金額
電柱		1本につき1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に掲げる額
変圧塔		1基につき1年	<u>1,000円</u>
地下埋設物	外径0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>120円</u>
	外径0.4メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>220円</u>
標識		1本につき1年	<u>820円</u>
看板及び掲示板		板面1平方メートルにつき1日	10円
施行令第12条第2項第7号又は第8号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96円
法第7条第1項第6号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円

○白河市都市公園条例

平成17年11月7日条例第143号

別表第2（第10条関係）

2 公園を占用する場合

占用物件		単位	金額
電柱		1本につき1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に掲げる額
変圧塔		1基につき1年	<u>850円</u>
地下埋設物	外径0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>100円</u>
	外径0.4メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>180円</u>
標識		1本につき1年	<u>680円</u>
看板及び掲示板		板面1平方メートルにつき1日	10円
施行令第12条第2項第7号又は第8号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96円
法第7条第1項第6号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円